

浦和野田線の整備に関する意見交換会設置要領

第1条（目的）

都市計画道路浦和野田線（元荒川工区）の整備に関して、地元自治会や学校関係者等の地域代表者との意見交換を通じて、適切な対策案を検討するため「浦和野田線の整備に関する意見交換会（以下、「意見交換会」という。）」を設置する。

第2条（検討事項）

意見交換会は（都）浦和野田線の整備に関し、以下に掲げる事項について検討する。

1. 生活道路の安全対策
2. 出津橋周辺の円滑な横断対策
3. 生活環境（騒音等）対策
4. 自然環境・景観対策
5. その他必要事項

第3条（構成）

意見交換会の構成員は、別表－1に掲げるものを持って構成する。

- 2 リーダーは、埼玉県越谷県土整備事務所道路施設部長をもって充てる。
- 3 リーダーに事故あるときは、リーダーが指名した者がその職務を代理する。

第4条（意見交換会）

リーダーは必要に応じて意見交換会を招集し会議を主宰する。

- 2 リーダーは必要に応じて、第3条第1項に掲げるもの以外の出席を求めることができる。

第5条（部会）

意見交換会に諮る事項を調査、検討するため、必要に応じて意見交換会に部会を設置することができる。

- 2 部会にはリーダーを置き、リーダーは部会を招集し会議を主宰する。

第6条（意見交換会及び部会の公開・傍聴）

意見交換会及び部会は、原則、公開するものとする。

- 2 意見交換会及び部会は、リーダーの許可を得たものが傍聴することができる。

第7条（事務局）

事務局は埼玉県越谷県土整備事務所道路施設担当に置くこととする。

第8条（その他）

この要領に定めるものの他、必要な事項については別途定めることとする。

附 則

この要領は、令和5年5月17日から施行する。

別表－1 意見交換会名簿

区分	所属
自治会	（北越谷地区）北越谷1丁目・2丁目・2丁目（東）・ 3丁目・4丁目・5丁目 ・東武越谷サンライトマンション （荻島地区）南荻島出津・堤根・中組・さしきだ （出羽地区）神明町2丁目
学校	北越谷小学校、荻島小学校、文教大学
環境団体	元荒川の自然を守る会
警察	越谷警察署
越谷市	道路建設課、道路総務課、学務課
埼玉県	総合治水事務所、越谷県土整備事務所